

社援発 0220 第 2 号
令和 8 年 2 月 20 日

都道府県知事
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金の支給について

平成 25 年から平成 27 年にかけて行われた生活扶助基準改定（以下「平成 25 年生活扶助基準改定」という。）に関する令和 7 年 6 月 27 日の最高裁第三小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）において、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」などとして、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消されたことを受けて、最高裁判決を踏まえた対応の在り方について、令和 7 年 8 月に設置した社会保障審議会生活保護基準部会「最高裁判決への対応に関する専門委員会」にて検討を進めてきたところであり、令和 7 年 11 月 18 日にとりまとめられた報告書等を踏まえ、平成 25 年生活扶助基準改定におけるデフレ調整（▲4.78%）については、新たな水準（▲2.49%）を設定し、その差額分を追加給付することが決定されたところである。

（追加給付の詳細等については、「平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について（令和 8 年 2 月 20 日付社援発 0220 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）」のとおり。）

一方、最高裁判決を含め確定判決により平成 25 年生活扶助基準改定に基づく保護変更決定処分が取り消された原告（以下「原告」という。）については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一次的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金（以下「特別給付金」という。）により支給することとしたところである。

特別給付金の支給に当たり、別紙のとおり、「生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金支給要領」（以下「支給要領」という。）を定めたところであり、支給要領の第 2 に記載のとおり、厚生労働省を実施主体として原告に直接給付することとしている。

ついては、円滑な支給事務を進めるに当たり、原告に関係する地方自治体におかれては、特別給付金の周知や申請書の受理等に加え、保護費の追加給付に係る厚生労働省への情報提供等の協力をお願いする。

生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金支給要領

第1 目的

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護法に基づく保護費の追加給付（以下「追加給付」という。）について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項の規定や第 2 条の規定による無差別平等原則を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、マイナス 2.49%の水準で一律に高さ調整を実施することとしている。

一方、原告についてはこれまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金（以下「特別給付金」という。）により支給する。

第2 実施主体、自治体における協力

特別給付金の支給の実施主体は厚生労働省とする。

また、厚生労働省は、被告自治体に対し、原告に対する特別給付金の周知や、平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた法に基づく保護費の追加給付に係る厚生労働省への情報提供等の協力依頼を行うとともに、被告自治体においてはこれに協力をすること。

加えて、支給対象者が被告自治体から転居等した場合には、被告自治体において、現在の保護の実施機関等と連絡調整等の上、原告に対する特別給付金の周知等を行うこと。

なお、第 4 申請等に記載されている事項も含めて、被告自治体や関係自治体が実施する事務等については、別添の「特別給付金の支給に向けた事務の流れ」を参照されたい。

第3 支給対象者

特別給付金は、原則として、以下の 1 から 3 までのいずれにも該当する者に対して支給する。

- 1 原告であること。また、途中で保護廃止となった原告も支給の対象者となること。
- 2 追加給付の対象となった者であること。
- 3 偽りその他不正な手段により特別給付金の申請を行っていないこと。

第4 申請等

- 1 支給対象者は被告自治体に対して、別添様式例第1号「生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金 支給申請書」及び関係書類を提出すること。
- 2 申請書等の提出を踏まえ、被告自治体は申請書等と併せて、保護費の追加給付決定額に係る追加支給情報(決定通知書の写し、金額と決定日の分かる書類)、当該決定額の算定の基となる情報・データ(当該者にかかる計算ツール結果一式)を厚生労働省に情報提供すること。また、メール等で情報提供を行う場合には、当該媒体を暗号化したうえ、パスワードを付ける等して、個人情報の管理を徹底すること。

なお、複数の保護の実施機関で生活保護を受給していた原告から申請書が提出された場合、特別給付金の支給額の算定に当たっては、被告自治体以外の自治体における「確定判決を受けた原告」に対する保護費の追加給付決定額の情報・データも必要となることから、厚生労働省から当該自治体に対して個別に情報提供について依頼することとしている。

- 3 厚生労働省は申請書等の内容を確認の上、その内容が適切と判断された場合、支給対象者に対して別添様式例第2号「生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金 支給通知書」を支給対象者に送付の上、特別給付金を支給する。

また、提出された申請書等の内容が不適切と判断された場合、対象者に対して別添様式例第3号「生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金不支給通知書」を送付する。

第5 支給額

以下の1及び2の合計を特別給付金として支給する。支給額については、原告と同一世帯の者であって、追加給付を受けた者に係る分も含むものとする。なお、行政側敗訴の判決確定後に原告が死亡した場合には、保護費の追加給付が行われた者に係る分に限り、原告と同一世帯の者からの申請に基づき支給するものとする。

- 1 平成25年生活扶助基準改定前の生活保護基準額より、ゆがみ調整のみを実施した上で、高さ調整0%とマイナス2.49%の差額。

特別給付金に係る支給額の具体的な算出方法は、「平成25年8月から令和8年3月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」(令和8年厚生労働省告示第43号)に基づき再処分を行い、保護費の追加給付額を算定するにあたって用いる基準額に、下記に定める率(以下「特別給付金給付率」という。)を乗じて算定する。

なお、特別給付金給付率については、平成25年改定は、激変緩和措置の観点から3年

かけて段階的に実施（1年目の平成25年8月～平成26年3月は改定の影響を1/3適用、2年目の平成26年4月～平成27年3月は2/3適用、3年目の平成27年4月～完全適用）していたことに対応して、それぞれの対象期間ごとに下記のとおりとする。

対象期間	特別給付金 給付率	保護費の追加給付 に係る給付率 (参考)	特別給付金給付率の考え方 (計算式)
平成25年8月 ～平成26年3月	0.87%	(0.8%)	$\left(\frac{0.0249}{1-0.0478}\right) \times \frac{1}{3}$
平成26年4月 ～平成27年3月	1.74%	(1.6%)	$\left(\frac{0.0249}{1-0.0478}\right) \times \frac{2}{3}$
平成27年4月 ～令和8年3月	2.61%	(2.4%)	$\frac{0.0249}{1-0.0478}$

※ 第1類及び第2類の基準額については、社会保障審議会生活保護基準部会における平成29年検証を踏まえた平成30年10月の改定により水準の見直しが行われていることから平成30年9月までが対象期間となる。

※ 期末一時扶助費については、平成25年生活扶助基準改定においてデフレ調整▲4.78%を平成25年分から反映したため、平成25年12月～令和7年12月までの給付に対する特別給付金給付率は、一律2.61%となる。

2 保護費の追加給付額及び1で算出した額について、当時の法定利率（年5%）に基づく金利相当分。

金利相当分の金額に係る具体的な算出方法は、保護費の追加給付額及び1で算出した額を算定した月ごとに、当該月の保護費の追加給付及び1で算出した額の合計額に対して、その月の初日から起算して再処分が行われた日まで年五分の割合による金利相当分（単利）を加えた額の合計額とする。具体的には下記の方法によるものとする。

- (1) 起算日から計算して年に満つる期間は、年利計算する。
- (2) 年に満たない期間は、日割り計算する。なお、年に満たない期間のうち閏年に係る期間については366日を分母として日割りによる計算を行い、それ以外の期間については365日を分母として日割りによる計算を行う。
- (3) (1)と(2)を合算して、円未満を切り捨てる（算定した月ごとに行う。）。

第6 支給の中止

以下のいずれかに該当した場合、厚生労働省は特別給付金の支給を中止する。

- 1 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、特別給付金を支給しない。
- 2 上記のほか、支給額の算定対象となる世帯員全員の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、特別給付金は支給しない。

第7 その他

- 1 特別給付金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないことから、支給に係る不服申立て等の対象とはならない。
- 2 特別給付金が支給された場合、保護の実施機関においては、生活保護制度において収入認定するのではなく、過去分の追給があった場合の現行の運用と同様に、自立更生のために充てられるよう助言指導されたい。

別添様式例第 1 号

生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金 支給申請書

支給申請書の提出に当たっては、以下の書類を添付してください。【第 4 - 1 関係】

- ①保護受給者証もしくは本人身分証（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し
- ②受取口座の通帳もしくはキャッシュカードの写し

現住所				
連絡先				
世帯構成（平成 25 年 8 月以降に生活保護を受けていた世帯で、本書類で特別給付金を申し出る対象者。行が足りない場合、本申請書をコピーの上、提出ください。）				
世帯主との続柄	氏名	生年月日	生活保護受給期間	現住所以外で、当時保護を受けていた自治体
<p>（提出に際しては、以下の□にチェックを記載してください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 特別給付金の申請に際して、被告自治体から、制度内容の説明を受けました。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の申立事項に相違なく、厚生労働省が支給額を計算するため、生活保護費の支給状況について、各地方自治体（保護の実施機関）から厚生労働省に提供することを承諾した上で、申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>				

【受取口座記入欄】

金融機関名							
支店名							
口座種別	普通	当座	（どちらかを○で囲んでください）				
口座番号（右詰め）							
口座名義（カタカナ）							

様

厚生労働省〇〇

生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金 支給通知書

令和 年 月 日付で申請された生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金について、下記のとおり支給します。

記

1 支給額 円

2 支給額内訳

項目	支給額	備考
特別給付金①	〇〇〇〇円	
特別給付金②	〇〇〇〇円	利息相当分
計	〇〇〇〇円	

(参考) 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護法に基づく保護費の追加給付との合計

追加給付額	〇〇〇〇円	〇〇市より支給
合計	〇〇〇〇円	特別給付金と追加給付の合計額

令和 年 月 日

様

厚生労働省〇〇

生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金 不支給通知書

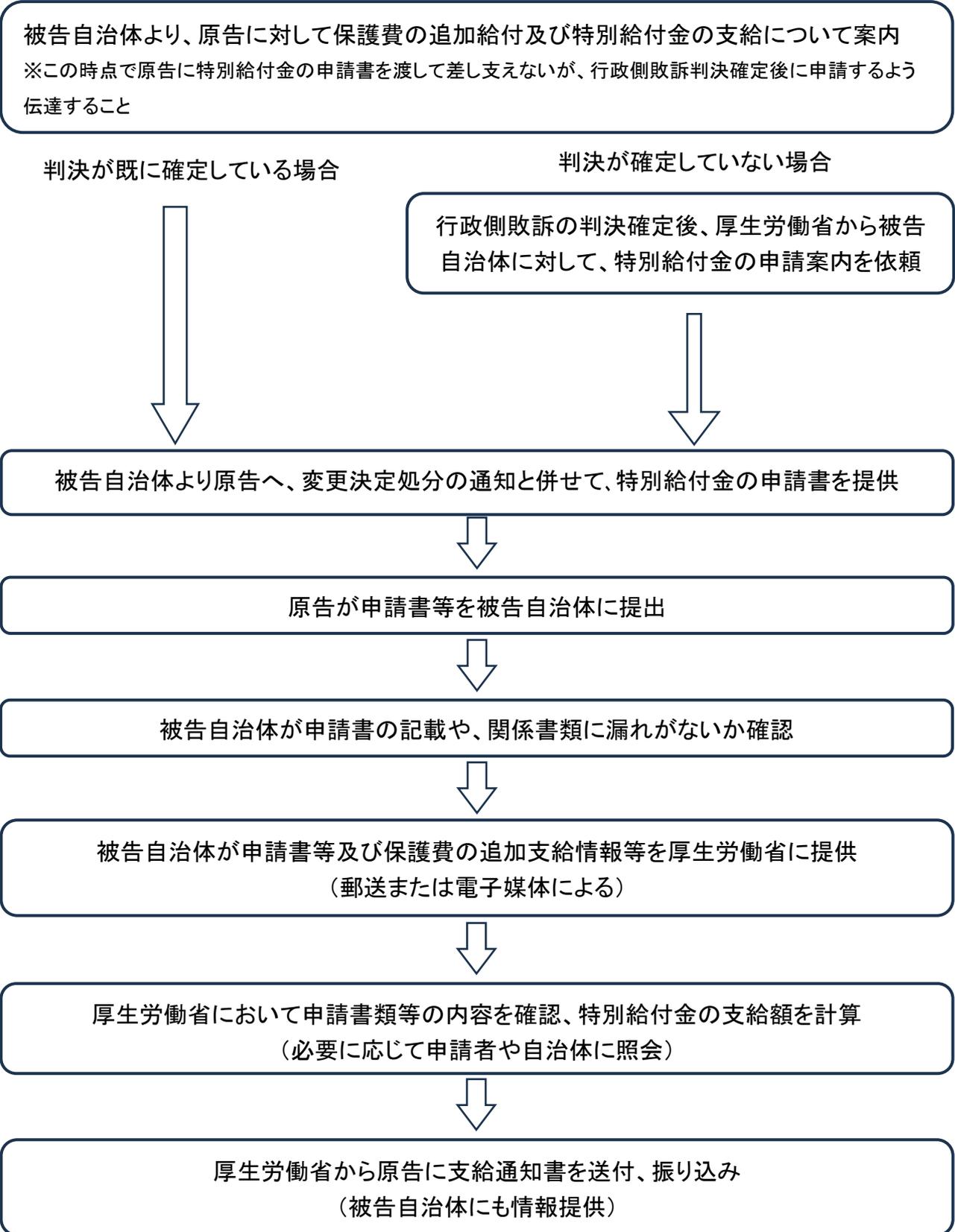
令和 年 月 日付で申請された生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

特別給付金の支給に係る事務の流れ

1 原告が被告自治体において継続して保護受給中の場合



2 原告が被告自治体からケース移管(転居)や保護廃止となった場合

